第６号様式（第７条第２項第２号）

**宣誓書（施工区分）**

横浜市木造住宅耐震改修促進事業　設計･施工事業者登録制度の登録事業者として、次に掲げる事項を遵守することを誓います。（※用語の定義は同制度実施要綱によります。）

なお、宣誓内容に反する行為を行った場合には、登録の取消し及び事業者名の公表が行われても、異議を唱えません。

記

１　補助事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。

２　補助事業の利用を推進すること。

３　補助事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。

４　市長が指定する講習会に参加し、知識や技術力の向上に努めること。

５　耐震改修工事及び補助事業の手続きにかかる知識及び技術力を当該事業者に所属する者で共有し、円滑に耐震改修工事及び補助事業の手続きを行うこと。

６　当該事業者の、登録事業者として依頼を受けた業務、広告・啓発活動、耐震改修工事にかかる実績、所属する建築士、建築士法第23条第１項に規定する建築士事務所登録及び建設業法第７条に規定する建設業許可等について、市長が報告を求めた際には、市長が定める期間内に報告すること。

７　当該事業者の登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。

８　市民が複数の事業者から見積書を徴収することに異議を唱えないこと。

９　市長が発行する補助事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。

10　補助事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該補助事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。

11　市長が補助事業の申請者に対し、当該登録事業者についてのアンケートを実施し、その結果を公序良俗に反するものを除き公表することに同意すること。

12　市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、登録事業者は、市長が登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。

13　登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会の委員の助言を勘案したうえで、市長が登録を取り消した場合に、市長が当該事業者の再登録の禁止又は事業者名の公表を行うことに異議を唱えないこと。

14　耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。

15　補助事業において、市長が定める方法及び耐震改修工事計画に従って工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。

16　補助事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該補助事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。

17　補助事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

　　年　　月　　日

所在地

事業者名

役職名・代表者名

（Ａ４）